破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８号
北海道幌泉郡えりも町字歌別217番地の４
債務者　髙松由美子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部

平成２６年（フ）第９７号
大阪市大正区小林東３丁目１番14号　誠幸マンション402号
債務者　小峯　竜二
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２４号
大阪府枚方市田口４丁目25番３―601号
債務者　長田　珠里
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８６号
大阪府守口市藤田町２丁目21番10号
債務者　三好　俊介
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２２号
大阪府吹田市南金田２丁目11番30号
債務者　橘　　誠二
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８２号
大阪市生野区勝山北４丁目９番60号
債務者　吉村　和子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８７号
大阪府池田市井口堂２丁目８番２号八番館６号
債務者　神﨑　好史
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０４号
大阪市平野区平野西５丁目６番20号　ハイツクレマチス301
債務者　鍋坂　導男
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２４号
大阪府守口市外島町２番６―905号
債務者　高嶋　裕海（旧名裕吾）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９５４号
大阪府吹田市寿町２丁目23番21号
債務者　武島　輝文
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０５３号
大阪市旭区清水３丁目10番29号
債務者　かんたん工房こと　岡田　彼方（旧名恭子）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２８１号
大阪市東淀川区淡路２丁目４番３号　ベルクール淡路306号
債務者　神森　秀輝
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２９５号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番２―203号
債務者　高田　佳子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３２３号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番16―404号
債務者　黒木　友江（旧姓土居）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３４９号
大阪府東大阪市衣摺４丁目10番15号グランドールみと105号
債務者　城野　愛実
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４０４号
大阪府交野市郡津１丁目４番23号
債務者　浅井　裕由
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４３７号
大阪府豊中市桜の町６丁目１番３号
債務者　木下久美子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部